鹿屋市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市日中一時支援事業実施要綱(平成18年鹿屋市告示第197号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者又は障害児」を「障がい者又は障がい児」に、「障害者等」を 「障がい者等」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 日中一時支援給付費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 額とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 実施 費用の100分の100に相当する額
 - (2) 前号以外の者 実施費用の100分の90に相当する額。ただし、同一の月における実施費用の合計額に100分の10を乗じて得た額が3,000円を超える利用者等については、当該同一の月における日中一時支援給付費の額は、当該同一の月における実施費用の合計額から3,000円を控除して得た額

第7条第1項中「障害種別」を「障がい種別」に改める。

別表第2の区分の欄中「重症心身障害児」を「重症心身障がい児」に、「遷延性 意識障害者」を「遷延性意識障がい者」に改め、同表備考第2号及び第3号中「重 症心身障害児」を「重症心身障がい児」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

(個人用)

「凹ノて川	• /										
			鹿屋	市日中	中時支	泛援事	業請求	書			
鹿屋市:	長		様								
					ı	ı	1	ī	1	i	1
請求	金額										
			F		пл			7			
			年		月分 ·			1			
内			 尾施事	業者	名 ———				金	額	
											円
訳											円
			合	計							円
上記の	とおり記	青求しま	す。								
									年	月	日
		承	認番号	크. 구							
			<i>1</i> →		=r:						
			住		所						
	夭il E	用者等	電	話	番号						
	\hit(1)	11.日 4.	利	用者	氏名						印
			保	護者	氏名						印
	注利	用者が18	歳以_	上の場	合は、個	保護者」	氏名欄の	つ記入及	及び押目	巾は不見	要
				金融	機関						
			振	口座	種別						
			込	口座	番号						
			先		ガナ						
			ノロ								
				名	義						

		鹿屋	市日中一	一時支	え援事 しんきん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	業請求	書			
鹿屋市县	Ī.	様								
請求会	金額									
						<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>
	年	月	分							
	明細書件数					1	牛			
L≅Tø Ì	しなりま去して									
上記の	とおり請求しま	59 o						在.	月	日
								7	Л	Н
	事業別	近番号		日中	第					号
		所	在 地							
		電	話番号							
	請求事業者	名	称							
		代	表者							ĽΠ
		職	・氏名							印
			金融機	後関						
			支 店							
	力		口座種	重別						
		込	口座番	音号						
		先	フリカ	jナ						
			名	義						

第3号様式(第6条関係)

		農屋	5日中一時支援 	事	神 書 		
					年		月分
承 認	番号		事業所	番号			
利用:	対象者		事業者				
1 37 137	1, 23, E		事業所の	名称			
事	業費			ı	T		
		事業内容	単価	回数	当月算	定額	摘要
曹			円		円		
費用の			円				
額計			円			円	
額計算欄			円			円	
愽			円			円	
		当月事業	費合計		1	円	
利力	用者負担	旦額					
		当月利用者負担額	額	2			円
他	事業所利	川用状況(複数和	用の場合のみ 		₹ ↓ III → W		
		事業所名 			利用者	貝担 額	
							<u>円</u>
							円
							円
		合計 		3			円
)と③の	合計額が3,000円	月を超えていない	ハか確認	認してく	ごさい。	
È (2							
	日中一	時支援事業費請))			———— Р

第4号様式(第6条関係)

鹿屋市日中一時支援事業提供実績記録票

年 月分

承認番号	利月	対象者		事業所番号	
支 給 量	区分		事業者及び		
利用者負担額			事業所の名称		

利月	月日	利用	時間	実績日数	送迎	企 車加管	41日李龙到
日	曜日	開始時間	終了時間	(時間数)	达地	食事加算	利用者確認
	合	· 計	<u> </u>				
							<u> </u>

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを 使用することができる。